

## 『本朝文粹』所収追善願文における地名語彙の象徴的意味について

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	15
ページ	1-12
発行年	2004-06-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10076/6607">http://hdl.handle.net/10076/6607</a>

# 『本朝文粹』所収追善願文における地名語彙の象徴的意味について

山本真吾

○ キーワード 追善願文、漢語、象徴的意味、地名語彙

## 一、はじめに

前稿(注1)に続いて、本稿でも、『本朝文粹』所収追善願文を対象として、文章構成上の九番因縁事の語彙の象徴的意味を記述する。前稿は、固有名詞のうち、人名及び仏名語彙に注目したので、本稿では、地名語彙について見てみる。

対象とする追善願文は、前稿と同様に、次の十五篇である。

- 1 陽成院四十九日御願文(天曆三年十一月一日、後江相公)
- 2 朱雀院四十九日御願文(天曆六年十月二日、同右)
- 3 朱雀院周忌御願文(天曆七年八月七日、同右)
- 4 円融院四十九日御願文(正曆二年閏二月廿七日、菅相公)
- 5 華山院四十九日御願文(寛弘五年三月廿二日、江以言)
- 6 一条院四十九日御願文(寛弘八年八月十二日、江匡衡)
- 7 村上天皇為母后四十九日御願文(天曆八年三月廿日、後江相

公)

- 8 為二品長公主四十九日願文(寛和元年六月十七日、慶保胤)
- 9 為左大臣息女女御四十九日願文(天曆元年十一月廿二日、後江相公)

- 10 為大納言藤原卿息女女御四十九日願文(寛和元年閏八月二日、慶保胤)

- 11 為謙徳公報恩修善願文(天祿二年四月廿九日、菅三品)

- 12 重明親王為家室四十九日願文(天慶八年三月五日、後江相公)

- 13 為亡息澄明四十九日願文(天曆四年九月四日、後江相公)

- 14 為右近中将源宣方四十九日願文(長徳四年十月十二日、江匡衡)

- 15 為覚運僧都四十九日願文(寛弘四年十二月十日、江以言)

## 二、仏教關係の地名語彙

『本朝文粹』所収の追善願文の中で、何らかの象徴的意味を

担っていると思われる地名語彙には、次のようなものを指摘することが出来る。地名語彙には、国名、地域名、山名、河川名などさまざまな種類のものが存するが、ここではできるだけ広く捉えて考えてみた。なお、寺院や宮殿のような建造物の呼称等は原則として除外するが、必要に応じて言及する場合もある。

まず、仏教関係の語彙から順次見てゆくこととする。

(1) 鹿苑 (↓法会を催す寺院)

①抑説「法隣リ(に)有リ・何(なる)野か鹿苑に非(ら)サラム。如来不<sub>レ</sub>住ナリ・何か山か鷲<sub>レ</sub>峯に非(ら)サラム。」「抑説法有隣何野非鹿苑如来不住何山非鷲<sub>レ</sub>峯」(2朱雀院四十九日御願文、下二五八頁)

右の「鹿苑」は、「所以如来。随<sub>二</sub>時所宜<sub>一</sub>。初就<sub>二</sub>鹿苑<sub>一</sub>。開<sub>三</sub>三乘之別疏<sub>一</sub>」(『法華義疏』巻第一、『大正藏』第五十六卷)等の故事に基くものと見られる。釈迦が悟りを開いて初めて説法を行った場所、古代、北印度波羅那国にある林園の名である。この願文において釈迦伝の故事を持ち出したのは、「鹿苑」を「説法の場」と認め、それにふさわしい寺院として「醍醐寺」の選ばれたことを説くためであると説解される。この「鹿苑」は、釈迦の説法を行った場所としてこれを引き合いに出し、追善供養の法会を行う「醍醐寺」をそのイメージに重なる表現であると理解される。これは厳密には象徴的意味を担っ

ているとは言えないが、現実の寺院と比べて引き合いに出したりする表現が、追善願文には散見するのであつて、ここに取上げた。

(2) 鷲峯・鷲頭・耆崛 (↓法会を催す寺院)

②抑説「法隣リ(に)有リ・何(なる)野か鹿苑に非(ら)サラム。如来不<sub>レ</sub>住ナリ・何か山か鷲<sub>レ</sub>峯に非(ら)サラム。」「抑説法有隣何野非鹿苑如来不住何山非鷲<sub>レ</sub>峯」(同右①) 右の「鷲峯」も、釈迦説法の地。『大智度論』巻第三に「耆闍名<sub>レ</sub>鷲<sub>レ</sub>峯、峯名<sub>レ</sub>頭、問曰、何以名<sub>二</sub>鷲頭山<sub>一</sub>、答曰、是山頂似<sub>レ</sub>鷲王舍城人、見<sub>二</sub>其似<sub>レ</sub>鷲<sub>一</sub>、故共<sub>レ</sub>传言<sub>二</sub>鷲頭山<sub>一</sub>」(『大正藏』第二十五卷)とあるように、耆闍崛山を指す。①に続いて紹介される。

③仰キ願ハクは鷲頭雲霽<sub>レ</sub>雞<sub>レ</sub>足山開ケテ無<sub>レ</sub>上世

尊・高ク妙<sub>レ</sub>覚(の)「之」座を並<sub>レ</sub>へ。「仰願鷲頭雲霽雞足山開無上世尊高並妙覚之座」(7村上天皇為母后四十九日御願文、下二七〇頁)

この「鷲頭」も、鷲頭山を指し、当該法会の場をなぞらえている。

④幽<sub>レ</sub>儀定メテ峴<sub>レ</sub>亭(の)「之」月を忘<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>音

亦者キ一峯クツの「之」風フウを伝フ可シ。「幽儀定不忘峴亭之月法音亦可伝者峯之風」(11為謙徳公報恩修善願文、下二八〇頁)

「峯之風」は、釈迦の説教を指し、その説教の場として「峯」が象徴的に表現されている。

(3) 鳩戸城(↓国王の居る城||京都・内裏)

⑤ 娑婆ニハ仮使・鳩き戸この「之」城を出(て)右の「指を弾ストモ、真」如ニハ定メて是レ・把孔くわ雀せきの「之」尾を把て宮みや一牆かべを掃はハシ。「娑婆仮使出鳩戸之城彈右指真如定是把孔雀之尾掃宮牆」(2朱雀院四十九日御願文、下二五八頁)

「鳩戸城」は「鳩鳩那鳩国」の首都にある城で、この城外の娑羅林で釈迦が入滅した。「摩訶摩耶経」下に「世尊：漸次復到鳩戸那鳩国、土生地、熙連河側、娑羅双樹間、而語阿難、可レ安繩床而令北首、我今身体極大苦痛、入於中夜、当取涅槃」(『大正蔵』第十二卷)などである。ここでは、首都の城の意で、生前に故法皇の居た内裏をなぞらえて表している。

(4) 切利(↓法会を催す寺院)

⑥ 昔シ釈迦善逝・摩耶ま耶やの「之」恩を報センカ為に切利せきに昇のぼり而法てを説とク。「昔釈迦善逝為報摩耶之恩昇切利而説

法」(3朱雀院周忌御願文、下二六〇頁)

「切利」は、釈迦が母摩耶のために切利天で説法を行った故事(『仏昇切利天為母説法経』、『大正蔵』第十七卷)を端的に言い表す語で、「昔」と「今」の対で、当該法要での説教を切利天でのそれに見立てて表現している。

(5) 閻浮(↓法会を催す寺院)

⑦ 今国いま母宝ぼ一宮い上かみ一皇みの「之」徳とくを飾かざラムらむ(か)為に

閻えん浮ぶに留とどマま而齋てを設たク。「今国母宝宮為飾上皇之徳留閻浮而説齋」(同右)

⑧ の対で「昔」の「切利」と対比して「今」の「閻浮」の志と変わらないことを綴る。「閻浮」は「閻浮提」で、須弥山の南にある人間界(『長阿含経』卷第十八・閻浮提州品、『大正蔵』第一卷)をいう。

(6) 天台山(↓比叡山||延暦寺)

⑨ 天台山てんたいざんの上に一ツの別院べつゐん有あリ。堂どう構かま漸すすクく久くしく

シテ莊さや嚴げん末ま(た)訖しやくラら未み。「天台山上有一別院堂構漸久莊嚴未訖」(3朱雀院周忌御願文、下二六一頁)

「天台山」は本来中国の台州唐興県に所在する天台宗の本山

であるが、ここでは本邦の比叡山を指す。中国風に言い表した

「唐名」の一つである(注2)。

⑨ 永ク「於」天「台」山の上楞「嚴」院の内(に)・先「公相」府建「立」の精「舎」を修す。「永修於天台山上楞嚴院内先公相府建立精舎」(11為謙徳公報恩修善願文、下二八〇頁)も同じ。

(7) 熙連河・尼連禪河(↓仏道の苦行)

⑩ 嗚「呼」・「於」熙「連」河之苦「行」に過キタルコト

一年「禪」定水「静」(左「スメリ」)カナリ。「嗚呼過於熙連河之苦行一年禪定水静」(4円融院四十九日御願文、下二六三頁)

「熙連河」は、「至伽蘭山、苦行林中、尼連禪河側、静坐思惟」(『過去現在因果経』第三、「大正蔵」第三卷)などであるように、その側で釈迦が六年の間苦行に耐えた地である。故人円融院の、寛和元年に上皇となつて出家してから正暦二年に亡くなるまでの七年間の、これより一年余ることをこのように表現したもののようである。釈迦の苦行を引き合ひに出して故人の徳性を賛嘆している表現と理解される。

⑪ 善「提」道樹(の)「之」月の「影」遂に沙「羅」(の)「之」

愁「雲」に隠レ。尼「連」禪「河」(の)「之」水(の)「音空」(し)ク跋「提」提(の)「之」涙「浪」に咽フ。「善提道樹之月影遂隠沙羅之愁雲尼連禪河之水音空咽跋提之淚浪」(15為覚運僧都四十九日願文、下二八六頁)も同じ。釈迦の行いと故人の生前のそれとを重ねる表現である。

(8) 金河・跋提(↓院の死)

⑫ 阿「闍」世「王」(の)「之」夢・煙「金」河(左「跋提河也」)(の)「之」西「暗」に暗シ。「阿闍世王之夢煙暗金河之

西」(5華山院四十九日御願文、下二六四頁)

「金河」は、⑪の「跋提」と同じ河川を指し(閻浮金を産するに因んでこのように称するという)、釈迦涅槃の地である(『翻訳名義集』諸水篇、『大正蔵』第五十四卷)。追善対象となる「華山院」の死を象徴している。

(9) 雞足山(↓法会を催す寺院)

⑬ 仰キ「願」ハクは鷲「頭」雲「霧」雞「足」山「開」ケテ無「上」世「尊」高ク妙「覺」(の)「之」座を並へ。「仰願鷲頭雲霧雞足山開無上世尊高並妙覺之座」(前掲③)

「雞足山」は、古代印度摩伽陀國の屈吒播陀山（『大唐西域記』九、『大正藏』第五十一卷）で、釈迦悟道の山で、当該法会をこれになぞらえるものであると考えられる。

(10) 荊谿（↓師匠||覺運僧都）

⑭室の|中に年|少キ|之|遺、弟多シ、前|途を|「於」荊<sup>ケイ</sup>

谿<sup>ケイ</sup>（ノ）「之」雲に失フ。「室中多年少之遺弟失前途於

荊谿之雲」（15為覺運僧都四十九日願文、下二八七頁）

荊谿は、荊谿尊者湛然。門人が慕い、「門人奉ニ全身塔於智者瑩城之西南隅」のありさまであった（『佛祖統記』七、『大正藏』第四十九卷）。ここは故人覺運僧都の、遺弟に対する（師匠）としての立場を「荊谿」に託していると考えられる。

以上が、今回対象の追善願文中において、字面通りの意味ではなく何らかの（象徴的意味）を含むと理解される仏教関係の地名語彙である。

これに対して、法会の實際を記し留める（記録的意味）を専ら担うと思われる地名語彙には、次のようなものが見える。⑮「醍醐之寺」、⑯「法性寺」の如く、いずれも寺院名であって、厳密な意味では地名とは言いがたいものである。本邦の具体的な地名は今回検討対象とした願文については拾われない。

⑮然<sup>レトモ</sup>而・殊に醍<sup>シ</sup>醐<sup>シ</sup>（の）「之」寺に向<sup>ムカフ</sup>（ひ）て重<sup>オモシ</sup>て宝<sup>タカラ</sup>

塔（の）「之」下<sup>シタ</sup>を弘<sup>ホウ</sup>フ。「然而殊向醍醐之寺重弘宝塔之下」（2朱雀院四十九日御願文、下二五八頁）

⑯便<sup>スベテ</sup>子法性寺に就<sup>ツ</sup>いて敬<sup>ツ</sup>（ひ）て供養<sup>ツ</sup>シ奉<sup>ツ</sup>ル。「便就法性寺敬奉供養」（8為二品長公主四十九日願文、下二七二頁）

### 三、漢籍関係の地名語彙

この項では、漢籍関係の語彙を取り上げてみる。

(1) 姑射山・射山・姑射・姑山（↓神人の所居||上皇御所）  
『莊子』逍遙遊第一に「藐姑射之山、有<sup>ニ</sup>神人居<sup>ニ</sup>焉、肌膚若<sup>ニ</sup>冰雪、綽約若<sup>ニ</sup>處子<sup>ニ</sup>」、また「堯治<sup>ニ</sup>天下之民<sup>ニ</sup>、平<sup>ニ</sup>海内之政<sup>ニ</sup>。往見<sup>ニ</sup>四子藐姑射之山<sup>ニ</sup>、汾水之陽、窅然喪<sup>ニ</sup>其天下<sup>ニ</sup>焉」とあるように、「藐姑射之山」は、神人の居る山であり、帝堯がこの山に往って政治のことに関知しなくなつた故事を象徴するものである。唐土の文ではこの故事を讓位の帝になぞらえて表現することが行われるが（注3）、これを本邦の漢詩文及びその影響を汲む軍記物等では上皇ひいては上皇御所の呼称に用いる（注4）。

①姑<sup>コ</sup>射<sup>ヤ</sup>山（の）「之」上<sup>ウヘ</sup>に・八十年（の）「之」春の|風

を送り。功「徳」林（の）。「之」中に「四」「八」相（の）。「之」秋の「月」を迎フ。「姑射山之上送八十年之春風功德林之中迎四八相之秋月」（一陽成院四十九日御願文、下二五五頁）

②然モ「猶」泡（ウツ）山厭フ可シ・忽に姑一山（の）。「之」幽一邃を尋ネ。苦「海將に救ハント」將「遂に仏」海（の）。「之」清一虚に入ル。「然猶泡山可厭忽尋姑山之幽邃苦海將救遂入仏海之清虚」（四円融院四十九日御願文、下二六二頁）

追善願文においても、追善の対象たる上皇の居所（上皇御所）に準えて用いられている。次の③の「射山」も同じ用法であると認めてよからう。

## （2）鼎湖（下）院の死

③射（キ）山に日（カ）を計ウレハ・虬（ウ）箭（キ）頻（リ）に移リ・鼎（テイ）

湖に雲を隔（テ）て漏（シ）水屢滴ル。「射山計日虬箭頻移鼎湖隔雲漏水屢滴」（二朱雀院四十九日御願文、下二五七頁）

元来中国湖北省荆山のふもとにある湖で、黄帝がここで鼎を鑄造し龍に乗って昇天した故事（『史記』二十七封禪書第六に「黄帝采二首山銅、鑄二鼎於荆山下、鼎既成、有レ龍垂二胡髯、下迎二黄帝、黄帝上騎」とある）に因んで、朱雀院の逝去を表

現している。次の⑤の例も同様である。

## （3）玉山（下）院の讓位

④有（ユ）一虞（ウ）舜一帝（の）。「之」徳・風（フ）玉一山（の）。「之」東（ト）に悲シヒ。「有虞舜帝之徳風悲玉山之東」（五華山院四十九日御願文、下二六四頁）

柿村註に拠れば（注5）、「玉山」は、群玉山を指すと説く、群玉山は西王母の所居（「又西三百五十里曰玉山是西王母所居也」『山海経』西山経第二）であり、院の讓位を準えている表現であると理解される。

## （4）霸陵（下）漢・文帝の陵墓（上）院の死

⑤院（エ）一花春（ク）暮は只「於」霸（ハ）一陵（の）。「之」松に夙一夜シ。洞（キ）一月曉（ト）到（リ）て空（シ）ク「於」鼎（テイ）

一湖（ウ）（の）。「之」雲を瞻（セン）一望（ミ）す。「院花春暮只夙夜於霸陵之松洞月曉到空瞻望於鼎湖之雲」（五華山院四十九日御願文、下二六五頁）

『史記』十孝文本紀第十に「治」霸陵、皆以「瓦器」、不レ得「以」金銀銅錫「為」飾、不レ治「墳」とあり、元来漢の文皇帝の陵墓の名である。当該箇所では、これを院に用いており、その死を言い表している。

(5) 渭陽(↓母方の伯叔父・舅)藤原道長

⑥ 最モ一深キ者は、渭(モ)陽鳴(モ)咽(モ)の(の)「之」眺

の浪、雙林忽に滅一度を唱フ「最深者渭陽鳴咽之眺浪雙林忽唱滅度」(6 一条院四十九日御願文、下二六六頁)

渭陽は、元來渭水の北を指す地名であるが、秦の康公がその母の兄弟である晋の文公の帰国をこの地に送つて亡き母を追念した詩(『毛詩』卷第六国風・渭陽二章章四句)に基づいて、母方の伯叔父(舅)を示す。ここは、故一条院の中宮定子の父・藤原道長を指し、その悲しみを述べている。

(6) 羅山(↓美貌)故尊子内親王

⑦ 公主・春一秋十有五ニシテ初(め)て入(シ)内(モ)一タヒ一咲エムて再タヒ一顧(カ)ミル・既に一是羅一山(の)

「之」旧一容(なり)。「公主春秋十有五初入内一咲再顧既是羅山之旧容」(8 為二品長公主四十九日願文、下二六九頁)

羅浮山の梅の精が美女となつて現れた故事(『龍城録』趙師雄醉憩梅花下、『說郛』卷第七十二)に因んで、美人の喩えに用いられる。ここでは、追善対象の故尊子内親王の生前について、その容貌の美しかったことを称えている。

(7) 洛川(↓美貌)故尊子内親王

⑧ 玄(モ)鬢(モ)翠(モ)一蛾(モ)・洛一川(の)「之」麗(モ)

一質ナラ不トイフコト莫シ。「玄鬢翠蛾莫不洛川之麗質」(8 為二品長公主四十九日願文、下二六九頁)

(6) と同じく、追善対象の美貌の形容として用いられる。

『文選』卷第十九洛神賦序に「黄初三年、余朝三京師、還洛川」。古人有言、斯水之神、名曰宓妃」とある、仙女宓妃の容姿に喩えて用いられる。

(8) 蓬萊洞(↓仙人の所居)上皇御所

⑨ 彼の蓬一葉一洞(モ)の(の)「之」花芳シカラ不ルに非サレト

モ・素一意久(シ)ク七覚を期す。「彼蓬萊洞之花非不芳素意久期七覚」(8 為二品長公主四十九日願文、下二七一頁)

蓬萊山は、伝説上の山で、仙人が住むという(『史記』二十八封禅書第六など)。(1) 姑射山などと同様に、神仙に準えて上皇御所の呼称として用いられる。

(9) 金谷(↓不変の自然美)

⑩ 彼の金一谷に花に酔ウシ「之」地・花(モ)春毎に句而主(左「ヌシ」)帰ラ不。「彼金谷醉花之地花毎春句而主不帰」(11 為謙徳公報恩修善願文、下二七九頁)

金谷は、河南省洛陽市東北の谷。西晋の石崇が別荘金谷園を造営し、賓客を招いて酒宴を催した故事（李白「春夜宴從弟桃李園序」、『欽定全唐文』卷三百四十九）で知られる。こゝは、「金谷」の庭園の植生景観が変わらぬ美しさを保つことを持ち出して、これと対比的にそこに住む主人の生の定めなきことを憂える。

(10) 峴亭（↓比叡山＝延曆寺）

⑩幽一儀定メテ峴（全通）一亭（の）「之」月を忘レ不・法「音

亦著（ト通）一峴（の）「之」風（動）を伝フ可シ。「幽儀定不忘峴亭之月法音亦可伝著峴之風」（11為謙徳公報恩修善願文、下二八〇頁）

「峴」は峴山、「峴亭」は、峴山のあずまやの意。晋の羊祜の登つて山水を楽しんだ山で（『晋書』三十四羊祜伝第四）、離俗の象徴として用いられている。この願文では、「峴亭之月」と「著峴之風」を対に構え、併せて叡山における仏法興隆の様を称える表現となっている。

(11) 九原・九泉（↓妻の死）

⑪彼の白一鶴睡を驚カシ九一原（金通）「の」（の）「之」駕帰ラ不・

青一鳥悲シヒを催シテ三一泉局長ク鎖シ自リ。「自彼白鶴驚睡

九原之駕不帰青鳥催悲三泉之局長鎖」（12重明親王為家室四十九日願文、下二八二頁）

『史記』六十九蘇秦伝第九に「西有雲中九原」とある「九原」で、戦国時代・晋の卿大夫の墓地の名。この「墓地」の名「九原」は逝去を意味し、追善の対象たる重明親王の亡妻の死を表現している。「九泉」も同じく逝去の象徴的意味を担う。

(12) 三泉（↓妻の死）

⑬彼の白一鶴睡を驚カシ九一原（金通）「の」（の）「之」駕帰ラ不・

青一鳥悲シヒを催シテ三一泉局長ク鎖シ自リ。（前掲⑩）

こゝの「三泉」は、『漢書』五十一賈山伝第二十一に「死、葬乎驪山、吏徒數十万人曠日、下徹三泉」とある如く、秦始皇埋葬の地をいう。「九原」と数対を成して、追善対象たる亡妻の逝去を表現している。

(13) 北芒（↓息男の死）

⑭豈「凶リキヤ北一芒駕促カシテ終一制を「於」老一翁に當マシメントイフコトヲ。「豈凶北芒駕促管終制於老翁」（13為亡息澄明四十九日願文、下二八三頁）

『文選』卷第二十三の張孟陽「七哀詩」に「北芒何壘々、高陵有四五、借問誰家墳、皆云漢世主」とある「北芒」は、墓地のある山。墓を象徴的に表して、追善対象の息男の逝去を語

る。

(14) 泗水(↓儒学)

⑮泗水(水)の遺一風・七年を待(ち)而慶(を)餘シ。「泗水遺風待七年而余慶」(13為亡息澄明四十九日願文、下二八三頁)

泗水は、孔子の故郷(『水経注』卷二十五泗水)。転じて孔子の学問をいう。ここでは、亡くなった息男の家門が儒学を修めていたことを表現している。

(15) 岱(↓息男の死)

⑯登(覚)之(の)路(路)・越(越)メ(ン)コ(ト)ラ(欲)て春(春)一官(官)及(及)第(第)

(の)「之」袍(袍)を脱(脱)キ去(去)ソケ(左「スツ」)。遊(遊)一岱(岱)(の)「之」

魂(魂)更(更)に還(還)て夏(夏)一膺(膺)高(高)僧(僧)(の)「之」戒(戒)を乞(乞)ヒ求(求)む。「登

覺之路欲越脱去春官及第之袍遊岱之魂更還乞求夏膺高僧之戒」(13為亡息澄明四十九日願文、下二八四頁)

「如中国人死者、魂魄帰岱山」(『後漢書』九十烏桓伝第八十)とあるように、「岱山」は死者の魂の帰るところであった。当該箇所は、息子の命終をいう。

なお、他に建造物の例としては

⑰長(長)一秋(秋)一宮(宮)(の)「之」月(月)潔(潔) (から)不(不)ル(ル)に非(非)サレトモ(イサキヨ)

宿(宿)一望(望)偏(偏)に三(三)一明(明)に在(在) (り)。「長秋宮之月非不潔宿望偏在三明」(8為二品長公主四十九日願文、下二七一頁)

⑱南(南)一樓(樓)に月(月)を翫(翫)ヒシ「之」人(人)・月(月)秋(秋)与(与)期(期)シ而(而)身(身)何(何)に(か)

去(去)ル。「南樓翫月之人月与秋期而身何去」(11為謙徳公報恩修善願文、下二七九頁)

⑲所(所)一(天)故(故)右(右)一親(親)一衛(衛)中(中)一(郎)將(將)器(器)青(青)一雲(雲)を期(期)

シ・名(名)紫(紫)一闥(闥)に頭(頭)ハレタリ。「所天故右親衛中郎将器期青雲名頭紫闥」(14為右近中将源宣方四十九日願文、下二八五頁)

⑳「長(長)秋(秋)宮(宮)」、㉑「南(南)樓(樓)」、㉒「紫(紫)闥(闥)」は、それぞれ元(元)来(来)唐(唐)

土(土)の建(建)造(造)物(物)を指(指)す語(語)であ(あ)つ(つ)て、㉑は中(中)宮(宮)の所(所)居(居)、㉒は観(観)月(月)の宴(宴)

を象(象)徴(徴)的(的)に表(表)し、晋(晋)の庾(庾)亮(亮)が武(武)昌(昌)の南(南)樓(樓)に登(登)つて殷(殷)浩(浩)の徒(徒)と秋(秋)

#### 四、地名語彙の象徴的意味

以上、『本朝文粹』所収追善願文の文章を対象として、人名語彙と同様に、地名語彙に注目して、その象徴的意味について検討し、さらに文章中の役割について考えてきた。その概略をまとめて表示すると(表)のようになる。

地名語彙がある象徴的意味を担って用いられる際には、人名語彙と同様に、当該法要のテーマたる追善の対象となる故人に焦点化され、故人を中心として、さらには、悲嘆哀悼する法会の参列者、又、法会の莊嚴・舞台装置に関わる形で使用される。右の諸語の如き、象徴的意味を担う固有名詞は、『王澤不渴鈔』所掲の文章構成上、九番昔因縁事に相当するものと判ぜられる。

○昔<sub>シ</sub>釈迦善逝・摩<sub>レ</sub>耶(の)「之」恩を報センカ為に切<sub>レ</sub>利に昇(り)而法を説ク。今<sub>レ</sub>國<sub>一</sub>母宝<sub>一</sub>宮<sub>一</sub>上<sub>一</sub>皇(之)「之」

徳を飾<sub>ラ</sub>ム(か)為に閻<sub>一</sub>浮に留<sub>マ</sub>而齋<sub>ヲ</sub>設ク。(前掲・3朱

雀院周忌御願文、下二六〇頁)

「昔」と「今」の対で、当該法要での説教を切利天でのそれに見立てて表現している事例は端的にそれを物語るもののであるが、このように「昔」と明示されていなくとも、今回ここに取り上げた、仏典・漢籍の故事を踏まえる表現は同様の性格を帯びているものと認められる。

仏典について、特に気づかれることとしては、仏陀伝・本生

譚に比定されるべく地名語彙が機能しているということがある。釈迦説法・悟道の地(鹿苑、鷲峯)に見立てて法会の場を語り、故人の死を釈迦入滅の地(金河・跋提)で綴り、故人の生前に仏道修行に勤しむ徳性を、釈迦の苦行した地(熙連河・尼連禪河)に準えるのであって、このことは特に帝皇願文において顕著に認められる(注6)。

また、漢籍では、中国の神仙譚に偏る点が注意される。上皇に神仙・道教的意味づけの行われることについては既に指摘されており(注7)、ここでも、故院の生前の居住空間である上皇御所を「姑射山」「蓬萊洞」などで表現し、その逝去を「鼎湖」で表現していることよって確認される。これに加えて、女性を追善の対象とする場合の、生前の美貌を称える表現においても、「洛川」などはそこに住む仙女宓妃に因んだものであり、神仙の世界への連関を看取することができるのである。

このように、追善願文に見える人名や地名の、いわゆる固有名詞の類は、単にそれそのものを書きとどめて紹介する(記録の意味)を担うのではなく、多くの場合、過去の事跡に因んだ故事や説話を背景に負う語彙群であり、現前の追善法要の表現に、過去の事跡を込めて重層的に言辞を織りなす表現に参与していることが確認されるのである。従って、それぞれの固有名詞は、故事を端的に物語る鍵語としての役割を帯び、和歌の(本歌取り)の如き効果を担っているものと思量される。

今後は、右に述べたことが、『性靈集』・『昔家文章』・『本

〈表〉 『本朝文粹』所収追善願文における地名語彙の象徴性

漢 籍	仏 典	
<p>鼎湖〔院の逝去〕            霸陵〔院の逝去〕            九原・九泉〔逝去〕            三泉〔逝去〕            北芒〔逝去〕            岱〔逝去〕</p>	<p>金河・跋提〔逝去〕            荊谿〔故僧〕</p>	<p>故人（追善の対象）</p>
<p>姑射山〔上皇御所〕            蓬萊洞〔上皇御所〕            玉山〔讓位〕            羅山〔容姿美麗〕            洛川〔容姿美麗〕            泗水〔儒学〕</p>	<p>鳩尸之城〔内裏〕            熙連河・尼連禪河            〔仏道修行〕</p>	<p>故人の死に            至るまで</p>
<p>渭陽〔舅〕            金谷〔自然不変〕            南楼〔自然不変〕</p>		<p>死後の様子、哀悼            の意を表明する者</p>
<p>峴亭〔寺院〕</p>	<p>鹿苑〔寺院〕            鷲峯〔寺院〕            雞足山〔寺院〕            天台山〔延暦寺〕            初利〔天界の説法〕            閻浮〔地上の説法〕</p>	<p>法会及び            その舞台装置</p>

朝統文粹』・『江都督納言願文集』等に所収の平安時代の追善願文とどの程度共通し、また異なる性格のものであるかについて検討してゆく必要がある。

追善願文の文体を、語彙の側面から記述しようとするに際しては、願文が当該法会の記録という一種の〈実用文〉の性格と、当該法会を言辞で以って莊嚴する〈美文〉志向の文章であるという両面を併せ持つことに照らして、これに呼応するように、願文の文章を構成する一々の語彙にも〈記録的意味〉をもつばら担うものと修辭的性格を担う〈象徴的意味〉を重ね持つものの混在している事実注目することが重要であると思われるのであって、その具体的な様相をここでは記述した次第である。

注

- (1) 山本真吾「『本朝文粹』所収追善願文における人名語彙の象徴的意味について」(『三重大学日本語学』7、平成8・6)
- (2) 山本真吾「平家物語に於ける日本漢詩文の影響について―「比叡山」の呼称をめぐる―」(『古代語の構造と展開』平成4、和泉書院)
- (3) 李育娟「魏姑射に住む上皇像の形成―『莊子』「逍遙遊」における堯帝伝承から」(『和漢比較文学』32、平成16・2)
- (4) 山本真吾「平家物語に於ける漢語の受容に関する一考察―「上皇御所」の呼称をめぐる―」(『国語学』157、平成元・6)
- (5) 柿村重松『本朝文粹註釈』(大正11、内外出版株式会社)

- (6) 渡辺秀夫『平安朝文学と漢文世界』第四篇願文の世界(平成3、勉誠社)

- (7) 注(6)文献。

【付記】なお、本稿は、平成十二年度〜平成十五年度科学研究費補助金(基盤研究(c)(2))、「日本漢文資料としての聖教類の基礎的研究」(課題番号二二六一〇四三一、代表者山本真吾)の交付を受けてなされた研究成果の一部である。

「やまもと しんご」 本学教員